## 香取市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市は、本市の人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域 社会を維持する施策を検討するに当たり、広く市民の意見を反映するとともに、専門的 見地から意見を聴取するため、香取市まち・ひと・しごと創生推進会議(以下「推進会 議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 香取市人口ビジョンの策定及び変更に係る検討に関すること。
  - (2) 香取市総合戦略の策定及び変更に係る検討に関すること。
  - (3) 香取市総合戦略の成果検証に係る検討に関すこと。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、人口減少対策及び活力ある地域社会を維持するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議は、委員30人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 市内の公共的団体等を代表する者
  - (2) 市内の関係機関を代表する者
  - (3) 識見を有する者
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める者
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 推進会議に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に第3条第2項に規定する委員以外の 者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、公示の日から施行する。